議会運営委員会

番	号	令6・10号	受理月日	令和6年10月30日	付託月日	令和6年11月28日
件	名	世田谷区議会の役職加算金(役職者と一般議員との報酬の差額)のうち議 長、副議長の減額と常任委員会、特別委員会の委員長、副委員長の加算 金の廃止等を視野に条例改正に向け改革に着手するよう求める陳情				
請願	頁 者					
紹介	議員					

役職加算金とは世田谷区議会での役職に対して一般議員報酬に加算される算定根拠の曖昧な特権的報酬です。議長は年額約550万円、副議長は約300万円、委員長は約90万円、副委員長は約30万円などで、4年間で総額約1億円になるものです。しかも、都議会の議長の役職加算金が約340万円であるのに対し、世田谷区議会の議長が約200万円多い逆転状況です。

一方庶民の暮らしは、国税庁の調査によると、正規社員の平均給与は 530 万円。これに対して非正規は 202 万円です。正規と非正規では 328 万円以上の差があります。

しかも、非正規は増加しておりその割合は約36%で、働いている人の4割弱であるのが今の日本で、世田谷区も例外ではありません。

こうした状況の中、年間公務日数60日前後で約1350万円(政務活動費を含む)という高額な議員報酬に対する区民の批判とともに、多額で計算根拠の曖昧な総額1億円にもなる役職加算金に関しても批判があり、廃止すべきです。

議会の改革は西高東低と言われていて、関西では自治体によっては役職加算金を廃止しているところもあります。今や改革においては先進的であったはずの世田谷区議会は守旧派です。特別職の報酬に関しては報酬審議会での審議や特別区人事委員会による勧告もありますが、議員の立場からは一種のアリバイ的理由づけに利用されているにすぎません。議員報酬については議会の議決で議員自ら条例によって決めているわけですからお手盛りの批判は免れません。

議長や副議長は議会の選挙で選出され、役職に伴う職務もあることから、都議会と 比べて高額であることなどに鑑み減額の検討が適当と考えます。議長や副議長と違い 会派人数により配分を決め、互選制度をとっている委員長、副委員長に関しては、さ 令 6·10 号 6. 11. 28 付託分

らに問題があります。

芦屋市のように自治体によっては、例えば委員長報告も役職加算金を廃止していても自ら書いている議会もあります。一方世田谷区議会は議会事務局まかせで委員長が作成していません。また出席日数や時間も一般の議員と大差はありません。手にする金額に比べて、労力を費やさず、濡れ手に粟のような状況で、こうした状況を科学的知見からの正当性の説明責任も納税者の区民に果たせない、只々そういうふうに条例で決まっているからというだけの根拠の特権的な報酬は、その条例を改正し、廃止すべきです。

議会制度を議員が相互に検討する議会付属の検討会などを設けたり、また公聴会で 区民の意見等を集約するなどし改革に着手するよう要望致します。国でも政治と金の 問題が国政選挙での争点にもなりました。地方議会での政治と金の問題も取り沙汰さ れてきています。世田谷区議会が自主的に改革に着手することを重ねて要望します。